

令和5年(フ)第182号

決 定

埼玉県深谷市小前田1756番地7

破産者 株式会社丸宝

主 文

本件破産手続を廃止する。

理 由

破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足すると認める。

令和5年12月26日

さいたま地方裁判所熊谷支部

裁 判 官 森 淳 子

これは正本である。

令和5年12月26日

さいたま地方裁判所熊谷支部

裁判所書記官 多 田 栄 樹

